

尼崎市監査公表第13号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成26年9月17日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	寺	坂	美	一
同	酒	井		一

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	企画財政局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成25年10月4日
3 措 置 通 知 日	平成26年9月11日
4 監 査 結 果 の 内 容	<u>ちかまつ等関係事業補助金について</u> 市は、尼崎市総合文化センターのちかまつ等関係事業に対して、補助金を前金払により支出している。平成23年度の補助金実績報告書では、補助金774万円に対し、補助対象経費は860万円と記載されていたが、補助対象経費の中には平成24年度への繰越金464万円が含まれる旨の記載があり、事実上、事業費を上回った補助金が支出され剰余金が生じていたことになる。なお、市は、このような尼崎市総合文化センターの収支状況について、平成24年度以降の補助金において、補助金額の調整を行っている。 地方自治法第208条及び同法施行令第159条では、歳出が過渡しとなった金額は、当該年度の当該支出をした経費に戻入しなければならないとされている。 (都市魅力創造発信課) <指導の要点> 補助金の支出に当たっては、補助内容に応じた支出方法に改めること。
5 措 置 の 内 容	ちかまつ関係事業費補助金については、事前に収支計画（予算書）の提出を求めその内容を精査した上で補助額を決定しています。通常は補助金が申請時点で確定しているため、概算払ではなく前金払にて支出したものです。 しかしながら、本件においては補助決定後に事業の実施手法を変更したことにより事業費が変動したものです。 今後においては、事業実施手法等の変更についても、補助要件で手続きが必要とされる事業内容の変更と位置づけ、厳格に適用し適正な補助金の執行に努めます。

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	資産統括局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成26年6月25日
3 措 置 通 知 日	平成26年7月30日
4 監 査 結 果 の 内 容	<u>契約事務について</u> 尼崎市小工事施行規程により、所管課で発注ができる請負に係る工事については、設計金額が100万円未満のものと定められている。 しかしながら、「東スタンド5階喫煙所排気ファン設置工事」、「東スタンド7階来賓席エアコン設置工事」等の契約において、所管課で契約を行うために、分割発注している事例があった。(施設警備課) <指導の要点> 分割発注は、専決権を逸脱するものであり、今後は関係法令等を遵守し、適正に契約事務を行うこと。
5 措 置 の 内 容	今回の事例は、ファンサービスの低下を危惧し緊急に対応する必要があったことから、やむを得ず行ったものであるが、不適切な事務処理であったと認識しており、今後このようなことがないよう公営事業所内で周知徹底を図った。 また、一方で場内施設・設備などは老朽化しているため、点検等日常メンテナンスを充実させ、計画的な施設整備に取り組んでいく。

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	資産統括局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成２６年６月２５日
3 措 置 通 知 日	平成２６年７月３０日
4 監 査 結 果 の 内 容	<u>工事の積算について</u> 兵庫県は、標準的な工事価格が算定できるように、実態調査を行い、その結果を反映させた「土木工事標準積算基準書等（以下「基準書」という。）」を作成しており、本市の一般的な土木工事における設計価格も、基準書に示された基準、単価を参考に算定している。また、尼崎市小工事施行規程により所管課が発注する工事価格は、基準書に示された基準、単価を用い、諸経費は尼崎市小工事施行規程に基づき算定されることとなっている。 しかしながら、小工事である「公営事業所サンプルピア内舗装工事」及び「公営事業所本場内舗装工事」に係る設計単価が、基準書によらず業者見積により決められていた。 （施設警備課） <指導の要点> 積算基準等を用いて、標準的な工事価格を決定することは、工事関係事務の基礎であり、適正に行うこと。
5 措 置 の 内 容	今回の事例は、多数のファンや関係者が来場するＳＧレース開催までに完成させる必要があったため、やむを得ず業者見積により実施したものである。 しかしながら、いかなる理由があっても本来は積算基準に基づき設計を行うものであると認識しており、今後は、設計等を関係課に依頼するなど、適正に行うよう、公営事業所内で周知徹底を図った。

措置通知表【行政監査】

1 措置を講じた局	経済環境局
2 監査結果報告日	平成26年6月25日
3 措置通知日	平成26年7月22日
4 監査結果の内容	<u>消防計画に基づいて消防訓練を行っていなかったことについて</u> 消防法令では、防火管理者は防火に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。 しかしながら、大高洲庁舎については、消防計画が作成されてはいたものの、これに基づいた消防訓練が実施されていなかった。(資源循環課) <指導の要点> 防火管理者は、法令を遵守し、防火管理に係る消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練を適正に実施すること。
5 措置の内容	平成26年度は人事異動により防火管理者が変更になることから、防火管理者の資格を取得後、速やかに消防計画の変更を行い、消防訓練は秋の火災予防運動週間中に実施する。 また、大高洲庁舎では年2回の訓練を計画していたが、年2回以上の訓練を実施する必要がある百貨店やホテル等の不特定多数のものが利用する特定用途防火対象物には該当しないため、消防訓練の回数を年1回に改める。 今後は、計画に沿った訓練を適切に行うとともに常日頃から職場全体の防災意識の涵養に努める。